

# 北海道公共牧場会規約

## (目的)

第1条 この会は道内の各公共牧場が連帶強調のもとに、草地の高度利用における育成管理の効率化及び経営管理の近代化を推進し、よって公共牧場の円滑なる運営と、地域酪農、畜産の振興、発展に寄与することを目的とする。

## (会の名称及び事務局)

第2条 この会は北海道公共牧場会と称し、事務局は担当役員の公共牧場内に置く。

## (会員の構成)

第3条 この会の会員構成は次のとおりとする。

- (1) 正会員 北海道内に存する公共牧場等
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する法人及び団体等

## (事業)

第4条 この会は第1条の目的達成のために次に掲げる事業を行なう。

- 1. 経営管理に係わる情報の収集及び提供
- 2. 公共牧場における政策的課題の建議及び要請
- 3. 経営全般に亘る調査及び研修活動
- 4. 会員相互の交流親睦及び職員の地位向上
- 5. その他第1条の目的達成のための必要な事項

## (役員の定数及び選任等)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 10名以内
- (4) 監事 2名

2 役員の選任方法は正会員の中から総会で選出し、その任期は2年とする。ただし役職は役員の互選とする。

- 3 役員の変更が発生した場合は、役員会で選出する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
- 5 幹事は役員を構成し事業を執行する。
- 6 監事は会務会計の監査職務を行い役員会に出席意見を述べることができる。

## (役員会)

第6条 会長は隨時役員会を召集し、会の運営及び事業の推進などについて協議を行う。

(総会)

第7条 総会は定期総会、臨時総会として会長が召集する。

- (1) 定期総会は毎年4月に召集する。
- (2) 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または正会員の3分の1以上の請求があったとき。

2 総会は正会員の過半数の出席を以って成立し、議事は出席者の過半数を以って決定する。

3 総会の議決を要する事項は次による。

- (1) 規約の改正
- (2) 会の解散
- (3) 事業計画及び予算の設定
- (4) 事業報告及び決算の報告
- (5) 会費
- (6) その他重要な事項

(会計)

第8条 この会の費用は会費、負担金及び助成金を以て充てる。

2 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(簿冊等)

第9条 この会に次の簿冊等を整理し備付するものとする。

- (1) 金銭出納簿
- (2) 預金通帳
- (3) 事業計画書及び予算書
- (4) 事業報告書及び決算書
- (5) 会費徴収整理簿
- (6) 規約及び会員名簿

附 則

この規約は昭和48年7月18日より施行する。

附 則

この規約は昭和54年4月1日より施行する。

附 則

この規約は昭和63年4月21日より施行する。

附 則

この規約は平成10年4月17日より施行する。

附 則

この規約は平成13年4月20日より施行する。

附 則

この規約は平成15年4月25日より施行する。